

平成 28 年 12 月 20 日

◎桑名委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。 (12 時 59 分開会)

本日の委員会は、「委員長報告の取りまとめについて」であります。

お諮りします。委員長報告の文案については、お手元に配付してありますので、この内容の検討をお願いいたします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第 1 号議案、第 2 号議案、第 9 号議案から第 12 号議案、第 16 号議案、第 17 号議案、第 22 号議案、以上 9 件については、全会一致をもって、第 15 号議案については、賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第 1－1 号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び請第 2－1 号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」は、採決の結果、賛成少数をもって、いずれも不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第 1 号「平成 28 年度高知県一般会計補正予算」のうち「一般管理費について」、執行部から、幕末維新博の準備に関する業務のほか、さまざまな業務の対応のため、当初の見込みを上回る時間外勤務が発生し増額補正をするものである、との説明がありました。

委員から、本県では人口減少が進む中、行政が率先して働き方の見直しをしていく必要がある。特に、子育て世代の職員の働き方を見直し、家庭で子育てにかかわることが出生率の改善につながると考えるが、時間外勤務の縮減にどう取り組んでいるか、との質疑がありました。

執行部からは、時間外勤務手当の支給状況や各所属からの聞き取りにより、時間外勤務の状況を把握するとともに、知事や副知事に報告するなどして、庁内で情報共有をしている。また、時間外における会議の持ち方や業務の見直しを行うことにより、時間外勤務の縮減に取り組むよう各所属に呼びかけるとともに、職員が家庭で育児にかかわるよう休暇の取得促進に取り組んでいる、との答弁がありました。

さらに委員から、職員が定時に帰宅しやすいよう、各所属において職場改善にしっかり取り組んでほしい、との意見がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第 15 号「高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案について」、執行部から、生徒の減少が続く中、よりよい教育環境を確保するため、高知市及び須崎市において2つの統合校の設置を決定し、校名等の取り扱いについては、統合する学校の関係者や県民の意見を聴取しつつ、校名検討委員会からの報告を受け、県教育委員会において、統合校の校名として、「高知国際中学校・高等学校」及び「須崎総合高等学校」に決定した。

なお、新たな中高一貫教育校の中学校は平成 30 年 4 月に、高等学校は平成 33 年 4 月に、高吾地域拠点校は平成 31 年 4 月に、それぞれ開校を目指して教育課程の編成等の準備を進めていく、との説明がありました。

委員から、教育委員会が決定した統合校の校名に対する県民の意識には、関係者や地域によって相当の差があると思うが、校名決定の過程において、学校の関係者や県民の意見をどう反映し、尊重したのか、との質疑がありました。

執行部からは、教育委員会が検討委員会の報告書を受けて、新中高一貫教育校については、学校関係者の御意見をお聞きした上で、校名候補の公募において「高知西」への多数の応募があったことも考慮しつつ、新しい学校の教育内容にふさわしい名前として、「高知国際」に決定した。

また、高吾地域拠点校においては、統合するそれぞれの学校関係者からの一致した提案を踏まえた検討委員会からの報告を受けて「須崎総合」と決定した、との答弁がありました。

別の委員から、それぞれの学校に対して関係者の思いはさまざまであるが、教育委員会においては、県民が統合校をつくって本当によかったと思えるような学校づくりにしっかり取り組んでほしい、との意見がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、総務部についてであります。

「県立図書館跡施設の利活用について」、執行部から、庁内ワーキングチームにおいて検討を重ね、積年の課題であった公文書館機能をメインとして必要なスペースを確保した上で、余裕のスペースについては、県民サービスの向上につながる機能として、高知こども図書館、高知県生涯学習センター、まんが甲子園等展示スペース、高知城観光ガイドの詰所を配置したいと考えている、との報告がありました。

委員から、公文書館機能が十分に発揮できる規模として 1,500 平方メートルの規模が示されているが、どのような根拠で判断したのか。また、公文書館以外の機能の配置によって、公文書館機能に支障が出ないか危惧するが、どう考えているか、との質問がありました。

執行部からは、公文書館の規模は、現在保有している公文書量と将来的に引き継がれて

くる公文書量の推計から、40年以上保存管理できる面積として判断した。また、公文書館は貴重な公文書を保管する施設であることから、図書館跡施設全体に機械警備を施した上で、公文書館エリアに施錠するとともに、エリア内に配置する公文書の保存書庫を個別に施錠することで強固なセキュリティを確保するよう考えている、との答弁がありました。

次に、「高知市を中心とした連携中枢都市圏の形成時期の見直しについて」、執行部から、連携の中心となる高知市からよりよいものとするため、圏域の形成時期を平成29年12月をめどに延長するとの表明がされた。

県としては、引き続き高知市と密に連携し、高知市と各市町村間のパイプ役を果たしていくとともに、連携事業の具体的な提案を行い、連携中層都市圏の形成が、県勢浮揚により効果的なものとなるよう取り組んでいく、との説明がありました。

委員から、連携中層都市圏を形成することにより、県勢浮揚に向けた効果を生み出していくためには、県や各市町村がしっかりと取り組みの理念を共有することが重要であると考えるがどうか、との質問がありました。

執行部からは、高知市は県勢浮揚のために、連携中枢都市圏において役割を果たしていくとしており、前向きな取り組みを期待している。あわせて、各市町村において、連携協約の締結には議会の議決が必要となるので、しっかりとした取り組みを進め、理念の具現化をしていかねばならない、との答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

「豊かな自然を生かしたスポーツツーリズムの推進について」、執行部から、須崎市による「須崎海洋スポーツパーク構想」を県・市連携により推進し、須崎市浦ノ内湾を本県の海洋スポーツの拠点として整備し、スポーツツーリズムの推進とスポーツの振興を図るものである、との説明がありました。

委員から、新たな事業に取り組むことは意義のあることであるが、整備した施設は負の遺産とならないよう、将来的な計画をしっかりと持って取り組んでほしい、との意見がありました。

執行部からは、国際的な選手が出場する大会を開催することや、地元の高校生等が練習場として活用することで低迷する本県の競技力の向上につなげるとともに、オリンピック・パラリンピック事前合宿の誘致や体験活動を通じて教育的な効果が得られる取り組みとしたい、との答弁がありました。

別の委員から、拠点整備に伴う経済波及効果の試算は見通しが大変甘い。また、地域に対する構想の説明が代表者だけでは地域全体の合意を得られたとは言えない。構想について、住民から丁寧に意見を聞き取り、地域全体の合意が得られるよう、須崎市に取り組みを促すべきと考えるがどうか、との質問がありました。

執行部からは、試算は、これまで海洋スポーツに取り組んできた実績や修学旅行等のニ

ーズを踏まえたものであり、須崎市は誘致の体制も強化するとしている。また、須崎市においては、手順を踏んで地域などに説明してきているものと理解している。引き続き、適切な対応をしていくものと考えている、との答弁がありました。

別の委員から、海洋県である本県の地理的な特性を生かし、海洋スポーツを振興することは大変有意義である。海洋スポーツの拠点とする地域の要望にしっかり対応するとともに、地域住民に構想を丁寧に説明し、理解が得られるよう、引き続き取り組んでほしい、との意見がありました。

次に、「平成 27 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果について」、執行部から、県立学校の不登校や中途退学率などに一定の改善が図られた一方で、暴力行為の低年齢化が見られるなど、大きな課題を抱えている。このため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの拡充など、支援体制を整えるとともに、教職員の指導力向上や児童生徒理解に努めるなど、各学校において生徒指導上の諸問題の改善に努めていく、との説明がありました。

委員から、社会では痛ましい事件が毎日のように起こる中で、学校における暴力行為やいじめの現状に、我が国の将来を大変危惧するが、これまでの戦後教育がよかったのかどうか、さまざまな分析や提言がされ、どう生かし成果につなげるか、どのように考えるか、との質問がありました。

執行部からは、これまでの取り組みを進めつつ、保・幼・小・中が情報共有・連携し、問題行動の原因をしっかりと見きわめ、支援できる仕組みをつくりたい、との答弁がありました。

さらに委員から、問題行動の原因がどこにあるかしっかりと分析し、改善につながるよう取り組んでほしい、との意見がありました。

別の委員から、教職員の不祥事が余りに多いと、保護者が教職員を信頼しなくなり、児童生徒も同じ思いを持つことを危惧するがどう考えるか、との質問がありました。

執行部からは、チーム学校の取り組みの中で、教員同士がお互いに研さんし、経験を積み、問題への対応力を身につけてほしいと考えている。また、県教育委員会として研修を設けるなど支援に取り組むたい、との答弁がありました。

別の委員から、教員側のいじめに対する認知力が低下していないか危惧する。そのことを認識しどう高めていくか、チーム学校の取り組みの中でしっかり議論し対策を立ててほしい、との意見がありました。

次に、警察本部についてであります。

「警察官による飲酒運転に係る懲戒処分の実施について」、執行部から、警察本部に勤務していた 30 歳代の巡査長が、飲酒の上、自家用車を運転し、幡多郡黒潮町で自損事故を起こした。このため、道路交通法違反と信用失墜行為で免職の懲戒処分とした。本事案発

生後、再発防止の徹底を全職員に指示するとともに、職員一同、職責の重さを再認識し、非違事案防止を徹底する、との説明がありました。

委員から、今回の処分は大変残念な事案で、常に高い規範意識を求められる警察官の飲酒の上での交通事故は、あってはならないことである。逮捕に至っていないという理由から氏名を公開しないことは、県民が到底納得しない。知事部局や教育委員会においては、飲酒運転の重大性から氏名を公表しており、県警においても統一した対応をとるべきと考えるがどうか、との質問がありました。

執行部からは、県民を取り締まる警察官がこのような事案を起こしたことについて、大変反省している。知事部局では、氏名を公表することは十分承知しているが、県警においては、事案の重大性ととも、最も重い懲戒処分を受けた個人を非難にさらすことは適当でないと判断した、との答弁がありました。

さらに委員から、匿名での公表は、警察力の強化や士気の向上につながらない。非公開とすることで隠蔽体質と指摘され、むしろ士気が低下することを懸念する。なぜ、氏名を公表しないか、との再度の質問がありました。

執行部からは、公開しなかったことで、本事案に対する調査や処分に影響はない。今回、非公開としたことで、警察職員の中で動揺があつてはいけないと考えており、また職員一同、襟を正していきたい。一方で、今回は実名を公表することが適切か考慮した上で判断したものである、との答弁がありました。

別の委員から、氏名を公表しないとする判断は警察庁の指針に沿った対応だと受けとめているが、県民の感情としては受け入れられるものではない。再度、非公開とした理由を説明せよ、との質問がありました。

執行部からは、全国の警察において、非違事案が多発した際に、警察の透明化と自浄機能の強化を柱とした警察改革要綱を定めた。その中で、警察庁において、懲戒処分の発表の指針が策定され、本県においても参考とすべき重要な指針であると判断し対応している、との答弁がありました。

別の委員から、飲酒の上、長距離を運転して事故を起こしたことは、極めて悪質な事案であり、当該職員は社会的な制裁を受けざるを得ないと考えるが、非公開の考えに変わりはないか、との質問がありました。

執行部からは、このような事案が今後起こらないよう、しっかりと対策をとって、士気の高揚に努めたい、との答弁がありました。

別の委員から、厳しい業務に当たる警察においては、今回の事案を受けて、再度、職員の倫理を徹底し、再発防止に向けた対策を強化するよう要請する、との意見がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。

◎桑名委員長 御意見をどうぞ。小休にいたします。

(小 休)

◎ 一つだけ。校名のところで、5ページの別の委員からいうところを、後でも構いませんが、私も一定時間として発言を。国際バカロレアの構想の観点から問題点を指摘して意見を表明してしますので、そこを入れてもらいたい。短い文章で。

◎ 国際バカロレアのところね。大丈夫です。

ほか、ございませんか。

(な し)

◎桑名委員長 それでは、正場に復します。

この報告書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任でよろしいでございましょうか。

(異議なし)

◎桑名委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

それでは、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りします。当委員会は、閉会中も継続して審査並びに調査を行いたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ること、御異議ございませんか。

◎金岡委員 ちょっと1点つけ加えてほしいんですが。追加をすることはできませんか。

閉会中の調査の件。

これは12月19日の新聞なんですが、その中で、立教大学の先生のコメントとして、県庁や県警をチェックする県議会に対しても一律に基準がないのは議会の怠慢と書かれています。この件に関して、どういうふう到他県でも行われておるのか、どういう形がいいのか、調査・研究ということで、閉会中の継続審査の中に入れていただければと思いますが、いかがでしょうか。

◎桑名委員長 このお手元案の中で入らないですか。5とか、12のところに入っておりますので、その中に含めてということですが、ちょっと小休にします。

(小 休)

◎ 具体的に何か勉強会開くとか、そういった希望ですか。

◎ そうではなくて、議会の怠慢であると言われておりますので、議会がどのようにかわって、どうすべきことなのかということも、私ちょっと勉強不足でわかっておりません。

それから、他県の状況もわかっておりません。そこら辺、調べて提出いただけたらわかるということで、いいんじゃないかとは思っていますけれど。

◎ ほかに何かこの件に関して御意見はありますか。

◎ それはまた調べてもろうて、委員会で集まって、一回それをレクしてもらおうということで。

◎ 調査をまずして、どうするかまた議論をしたらいい。

◎ そうですね。全国的な状況とか、そういったところ。大きな問題にはなっておりますので。

ほかの委員、どうですか。

◎ 全体でやらなくていいよ。こういう中に含まれているからよね。ここであえて全体でやらなくても、個人的に。

◎ それでまた、それについてはいろいろと調査をしていただいて、またそれぞれに報告をしてもらうというような形でやりましょうかね。また、2月議会の中でも、委員会の中で出てくるかもしれませんけれども。

ただ、継続審査の追加というよりは、この中に入っていると思いますので、御理解いただきたいと思います。

◎桑名委員長 それでは、正場に復します。

お手元に配付してある案のとおり申し出ること、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎桑名委員長 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、来年度の出先機関等の業務概要調査についてであります。

来年度の出先機関調査に当たり、本委員会において、民間施設等を含めた予定の調査先を決めておく必要がありますので、今後の予定等について、書記に説明をさせます。

◎書記 出先機関等調査の調査先選定について御説明いたします。

まず、総務委員会が所管する出先機関は、お配りしました資料の後ろのほうについてですが、クリップでとめてる分です。

1枚目の「総務委員会出先調査実績」のとおりです。資料の上段には平成23年度以降の調査実績の一覧表を、下段にはこれまでの調査実施対象の考え方について記載しております。

資料の2枚目に参考として、今年度の出先機関等調査の日程表をつけております。

今後の選定スケジュールですが、1月20日までに先機関等調査とあわせて、視察すべき民間施設等を事務局まで御連絡いただき、民間施設等に視察の受け入れが可能か確認

後、正副委員長に調査先を選定していただき、事務局で具体的な日程調整を行った後、2月定例会で日程案としてお示しをしたいと考えております。2月定例会で御協議いただいた後、その結果を次年度の委員会に申し送り、4月の新しい委員会で正式に決定する流れとなります。

説明は以上です。

◎桑名委員長 それでは、このことについて協議したいと思います。

御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

－ 出先機関等調査の調査先について協議 －

◎桑名委員長 それでは、正場に復します。

ただいま、委員の皆様からいただきました御意見とあわせ、1月20日までいただきました御意見につきましては、正副委員長で日程等の調整を行い、2月定例会において、本委員会からの申し送り案として協議をいただくこととしたいと思います。

それでは、以上をもって、日程は全て終了いたしました。

これで、委員会を閉会いたします。

(13時31分閉会)